

2025年4月からの大阪府受動喫煙防止条例全面施行に伴い、
客席面積が30㎡を超える飲食店は、喫煙専用室を設置している店舗または喫煙目的店を除き
「原則屋内禁煙」となります。

※2022年4月より従業員を雇用している飲食店は、客席の面積にかかわらず「原則屋内禁煙」となります。

■喫煙専用室を設置している店舗

[アポロビル]

12F	いろ葉／星の庭
	かなで／とろ政
10F	吾作どん
8F	くいもの屋わん／札幌弥助
7F	快活CLUB
6F	JOYSOUND
B2F	楽蔵うたげ
	酔虎伝

[ルシラスビル]

B1F	串かつ でんがな
	イタリアントマトカフェJr.

■喫煙目的店(たばこ事業法第22条第1項の許可を得ている店)

[ルシラスビル]

B1F	五の五
-----	-----

※内容は予告なく変更になる場合があります